

# 雇用助成制度のご案内

宇都宮市では、「雇用支援対策基金」を活用し、雇用助成制度を実施しております。

市内に事業所のある中小企業が対象労働者を常用雇用した場合、事業主に助成金が支給されますので、ご活用いただき、雇用機会の拡大にご協力をお願いいたします。

助成金の名称	「宇都宮市雇用助成金」
助成対象者	対象労働者を雇入れた事業主
対象労働者 及び 助成額	次のいずれかに該当する者を、常用労働者（パート労働者を除く）として雇用した場合 (1) 事業主都合による離職者 助成額 60万円 (2) 雇入れ日より過去1年以上雇用保険未加入者 助成額 60万円（雇入れ日が22年3月31日以前の場合は30万円） ※いずれも、国の給付金とあわせ60万円以内とする。
申請期間	雇入れ日から3か月経過後の6か月間が申請期間です。 （ただし、雇入れ後に試用期間がある場合には、試用期間終了後から3か月経過後の6か月となります）

## 1. 申請できる事業主

- ① 市内の中小企業で雇用保険適用事業の事業主であること。
- ② 宇都宮市に住んでいる（雇入れ日現在）対象労働者を常用雇用者（パート除く）として期間の定めなく雇用した場合であること。
- ③ 対象労働者を雇用保険、社会保険、厚生年金に加入していること。
- ④ 対象労働者の雇入れ前6ヶ月から申請日までの間、解雇した労働者がいないこと。
- ⑤ 市税に滞納がないこと。

## 2. 対象労働者

- (1) 事業主都合による離職者
  - ① 前事業所を事業主都合により離職した者  
（前事業所が、破産、民事再生、事業再生等の法的整理の対象となった場合を含む。また、定年および契約期間満了に伴う離職は除く。）
- (2) 雇入れ日より過去1年以上雇用保険未加入者
  - ① 雇入れの日前の過去1年間に、雇用保険に加入していない者
  - ② 新卒学生で卒業後1か月以上就職できなかった者

※ 雇入れの日現在で60歳以上の場合は、ハローワークまたは民営の職業紹介業者からの紹介による雇入れによる者。

※ 22年度制度内容は雇入れ日が平成22年4月1日からの場合に適用

## ※ 申請書類一覧（チェック表）

	事業主都合による離職者	雇用保険未加入者
交付申請書	○	○
交付要件確認書	○	○
雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（写）	○	○
雇入通知書又は雇用契約書（写）	○	○
住民票（写）	○（注1）	○（注1）
履歴書（写）	—	○
退職証明書（写）又は雇用保険被保険者離職証明書（写）	○（注2）	—
賃金台帳（写）	○（注3）	○（注3）
労働者名簿（写）	○	○
ハローワークの発行した給付金の交付決定通知書（写）	○（注4）	○（注4）
ハローワークもしくは民営の職業紹介業者の発行した紹介状（写）	○（注5）	—

（注1）

- ・雇い入れ日の住所が分かるもの

（注2）

・退職証明書は、離職日及び離職理由が記入されており、事業主都合による離職であることが確認できるもの

・前事業所が、破産、精算、会社整理、会社更生、民事再生、事業再生等の法的整理の対象となった場合には本人の申立書、または、ハローワークの発行した雇用調整方針対象者証明書（写）でも可

（注3）

- ・雇い入れ日から、申請日までの支給分台帳  
（出勤日数および社会保険料の控除も把握できるもの）

（注4）

・国の若年者等正規雇用化特別奨励金、緊急就職支援者雇用開発助成金、特定就職困難者雇用開発助成金など給付金の支給を受けた場合

（注5）

- ・60歳以上の対象労働者を雇入れた場合に添付
  - ・申請書等は、市ホームページからも取り出せます。  
HPアドレスは<http://www.city.utsunomiya.tochigi.jp>です。

お問い合わせは…

宇都宮市 商工振興課 労政グループ  
 TEL 028(632)2444  
 FAX 028(632)5420  
 E-mail u2310@city.utsunomiya.tochigi.jp

宇都宮市 経済部 商工振興課